

基発 0719 第 2 号  
職発 0719 第 1 号  
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)  
職業安定局長  
(公印省略)

「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について

平成 30 年 7 月豪雨による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)並びに障害者雇用納付金関係の納期限等の延長については、本日、別紙 1 のとおり、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(平成 30 年厚生労働省告示第 274 号)が公布され、同日より施行されることとなった。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2、3 及び 4 の内容と併せて御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係の対策については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて事業主から独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう御対応いただきたい。

## 記

### 1 納期限等の延長等関係

#### (1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、(4)に掲げる岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域(以下「指定地域」という。)に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成 30 年 7 月 5 日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合(以下「特定事務組合」という。)又は特定事務

組合に労働保険事務を委託している事業主（以下「事業主等」という。）に係るもので、災害の発生した日（平成 30 年 7 月 5 日）から延長後の納期限までの間（以下「納期限の延長期間」という。）に納期限が到来するものであること。（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。以下「徴収法」という。）第 30 条、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条）

（2）納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金

納付期限の延長の対象となる障害者雇用納付金（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 62 条に規定する「納付金その他この款の規定による徴収金」をいう。以下同じ。）は、指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもので、災害の発生した日（平成 30 年 7 月 5 日）から延長後の納付期限までの間に納付期限が到来するものであること。（障害者雇用促進法第 62 条、国税通則法第 11 条）

（3）延長後の納期限等

指定地域に係る延長後の労働保険料等の納期限及び障害者雇用納付金の納付期限は、災害のやんだ日から 2 か月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

（4）指定地域

指定地域は、次に掲げる地域とすること。

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区及び東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

（5）督促状の送付等

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長期間内は送付しないこと。

なお、納付期限が延長された障害者雇用納付金に係る納入告知書及び督促状については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宛てに通知していること。

2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

指定地域外に所在地を有する事業場の事業主又は労働保険事務組合であっても、

徴収法第 30 条の規定によりその例によることとされる国税通則法第 46 条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができること。

なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。

また、障害者雇用納付金に係る納付猶予措置については、別添のとおり独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知していること。

### 3 相談等に係る対応

被災に伴い、労働保険料等及び障害者雇用納付金に関する相談で来庁された方に対しては、納期限等の延長又は納付の猶予が可能であること等を丁寧に説明すること。なお、その際には、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、適切な対応をするように留意すること。

### 4 事業主等に対する周知

事業主等への周知を図ること。なお、具体的な取扱いについては、別途通知する。